

太陽光発電の新たな買取制度の開始について

平成21年10月27日
北陸電力株式会社

太陽光発電を含む新エネルギーの普及促進等を目的とする法律¹および同法に基づく経済産業省告示²を受け、本年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されます。

この制度は、太陽光発電設備で発電された電気のうち、自らご使用になった後の余剰電力を国が設定した単価で電力会社が買い取りし、その買取費用については、ご家庭や工場・商店など電気をお使いの全てのお客さまに広くご負担いただくというものです。

当社といたしましては、本年11月より当該制度に沿って、太陽光発電からの余剰電力を購入させていただくとともに、買取費用については、平成22年度当初より太陽光サーチャージ（太陽光発電促進付加金）として、全てのお客さまにご負担いただく予定です。

当社は、「低炭素社会実現に向けた取組み」を今年度の重要課題の一つと位置づけ、今後も引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

1：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年8月28日施行)

2：太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準(平成21年8月31日告示)

以 上

添付資料：「太陽光発電の新たな買取制度の開始について」

太陽光発電の 新たな買取制度の開始について

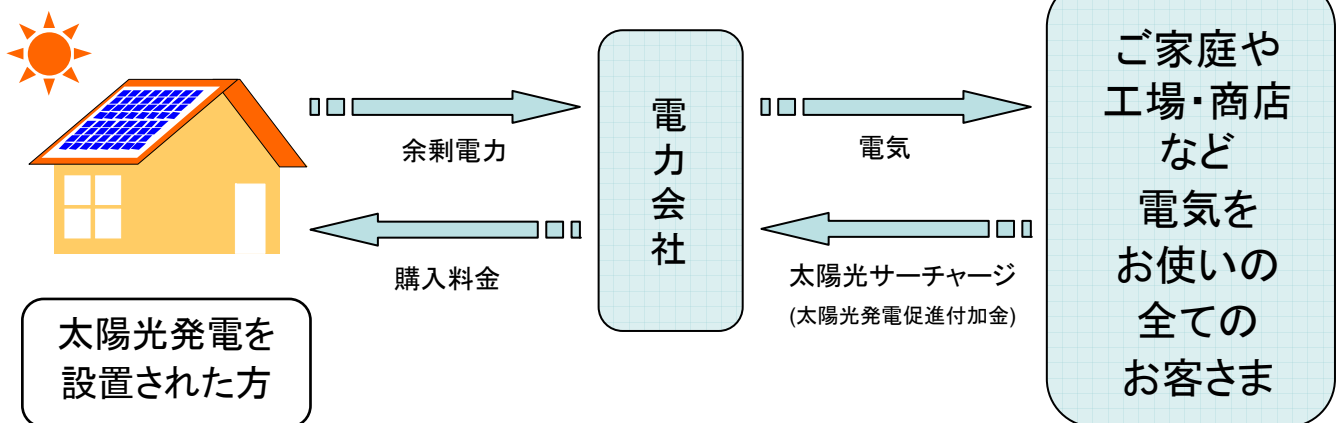
太陽光発電を含む新エネルギーの普及促進等を目的とする法律※¹および同法に基づく経済産業省告示※²を受け、本年11月1日から「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されます。

※¹「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」

※²「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」

「太陽光発電の新たな買取制度」とは

- 太陽光発電設備で発電された電気のうち、自らご使用になった後の余剰電力を電力会社が買取いたします。
- 買取単価は国が設定した単価とし、10年間継続いたします。
※設置する用途や年度毎に買取単価は異なります。
- 買取にかかった費用は、ご家庭や工場・商店など電気をお使いの全てのお客さまに 太陽光サーチャージ（太陽光発電促進付加金）として、平成22年度当初より広くご負担いただきます。



1. 太陽光発電を設置されたお客さまからの電気の購入（買取）について

平成21年11月以降、新たに太陽光発電を設置されるお客さまをはじめ、既に設置されているお客さまからの余剰電力について、当社と余剰購入契約を締結した上で、以下の内容で購入させていただきます。

■購入単価（買取単価）平成22年3月31日までに当社に契約の申込みをされた場合 (円/kWh)

| 太陽光発電設備容量 設備形態 | 住宅用(低圧連系) | | 非住宅用(高圧連系) | |
|----------------------------------|-----------|--------|------------|-------------------|
| | 10kW未満 | 10kW以上 | 50kW未満 | 50kW以上 500kW未満 |
| 太陽光発電設備のみを設置されている場合 | 48 | 24 | 24 | 24 ※2 |
| 太陽光発電設備に加え、他の自家発電設備等を併設されている場合※1 | 39 | 20 | 20 | 20 ※2 |

- ※1：太陽光発電設備以外の自家発電設備等（蓄電池を含む）により太陽光発電設備からの余剰電力が増加しうる場合をいいます。
 なお、当該自家発電設備等が太陽光発電設備からの余剰電力発生時に発電（または放電）を停止するよう設定されている場合は、「太陽光発電設備のみを設置されている場合」の単価を適用します。
- ※2：太陽光発電設備容量が、当社との電気需給契約の契約容量を上回らないことが必要です。

<購入料金の計算例> 住宅用(低圧連系)で10kW未満の太陽光発電設備を単独設置される場合

$$\text{購入料金(円)} = \text{太陽光発電からの購入電力量(kWh)} \times \text{購入単価(48円/kWh)}$$

※購入単価には消費税等相当額を含みます。なお、燃料費調整は実施しません。

■購入期間（買取期間）

本買取制度の対象期間は、平成21年11月より3～5年間（未決定）ですが、購入単価は、年度毎に低減する方向で毎年国の審議会で決定されます。

購入単価は、太陽光発電設備の容量変更等がない限り、受給開始年度に適用された単価が10年間固定で適用されます。

住宅用(低圧連系)で10kW未満の太陽光発電設備を単独設置される場合

| 設置時期 | 年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | |
|-------------|----|----------------|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| 制度開始 1年目 | | 48円/kWhで10年間買取 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2年目 | | | ※3 ○○円/kWhで10年間買取 | | | | | | | | | | | | | |
| 3年目 | | 価格低減 | △△円/kWhで10年間買取 | | | | | | | | | | | | | |

} 22年度以降の
購入単価は
国が定めます

※3：平成22年度の購入単価は、平成21年度と同様の単価とする方向で検討されています。

■余剰電力の購入（買取）対象となるお客さま

太陽光発電設備を新規または既に設置の以下の条件に適合するお客さまが購入の対象となります。

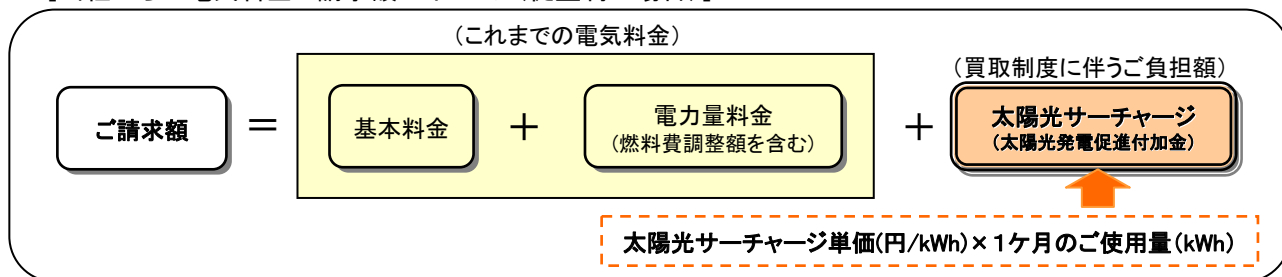
- ・ 特定時期、季節用や夜間負荷用以外の需給契約をもとに太陽光発電設備を設置しているお客さま。
 （公衆街路灯、定額電灯、深夜電力、臨時電力等は対象となりません）
- ・ 太陽光発電設備容量※4が500kW未満のお客さま。
 （当該設備容量が50kW以上のお客さまについては、太陽光発電設備容量が電気需給契約の契約容量以下の場合。）
 ※4：太陽光発電設備容量：太陽光パネルの出力値とインバータ出力値のうち小さい方
- ・ 太陽光発電設備に加え、他の自家発電設備等を併設の場合は、リレー設置等により併設自家発電設備等からの電気が逆潮しない設備となっているお客さま。

2. 電気をお使いの全てのお客さまのご負担について

■太陽光サーチャージのご負担について

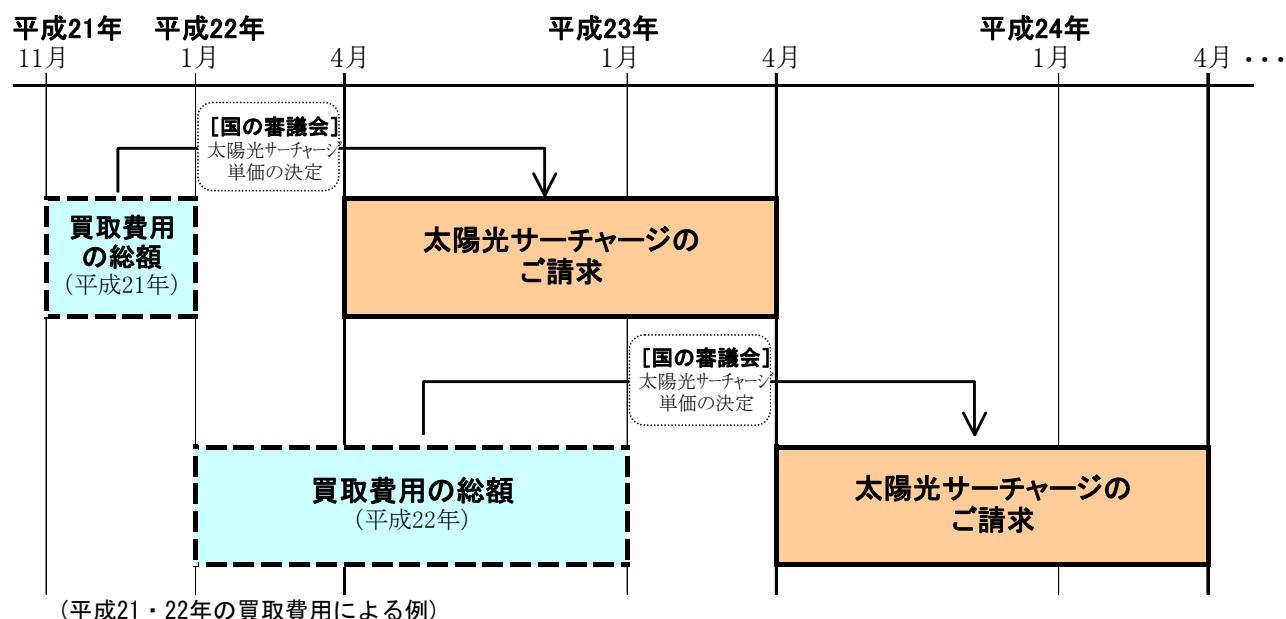
太陽光発電からの余剰電力の買取に必要となる費用は、ご家庭や工場・商店など電気をお使いの全てのお客さまに電気の使用量に応じて、太陽光サーチャージ（太陽光発電促進付加金）として、平成22年度当初よりご負担いただく予定です。

[当社からの電気料金ご請求額のイメージ(従量制の場合)]



■太陽光サーチャージ単価の決定方法

太陽光サーチャージ単価は、太陽光発電の余剰電力の買取に要した実績費用に基づき、国の審議会において、毎年決定されます。



平成22年度の太陽光サーチャージ単価は、平成21年の買取費用の総額が確定していないことから、現時点では分かりません。平成22年1～3月頃に予定されている国の審議会で決定され次第、お知らせします。